

# 自転車駐車場料金の学生割引を開始

右記の自転車駐車場（駐輪場）において、10月分料金から定期利用料金の学生割引を開始します。

**対象**／市内在住の大学生までの学生が10月分料金から購入する自転車・バイクの定期券

**必要書類**／学生証及び住所のわかる書類（健康保険証など）

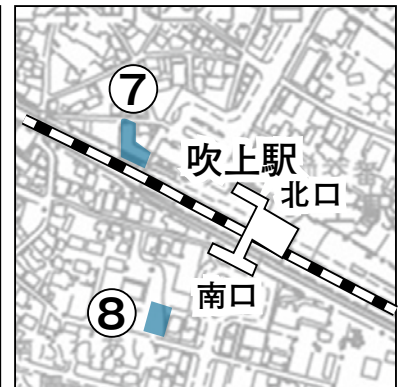
**内容**／割引率20%

**その他**／社会人学生は対象外です。学生割引開始前に10月分以降の期間を含む定期券を購入している場合、差額返金はできません

**申込み**／必要書類を持参し、各自自転車駐車場管理室窓口へ

**問い合わせ**／各自自転車駐車場管理室又は自治振興課防犯・交通担当（内線3115）

駅	駐車場名	管理室（住所・電話番号）
鴻巣駅	①鴻巣駅東口自転車駐車場 (本町4-1-47・☎542-7999)	
	②鴻巣駅西口自転車駐車場 (大間4-615-1・☎540-6630)	
北鴻巣駅	③北鴻巣駅東口 第一自転車駐車場	④北鴻巣駅東口第二自転車駐車場 (赤見台1-1-1・☎596-9774)
	④北鴻巣駅東口 第二自転車駐車場	
	⑤北鴻巣駅東口 第三自転車駐車場	
	⑥北鴻巣駅西口 自転車駐車場	
吹上駅	⑦吹上駅北口 自転車駐車場	⑦吹上駅北口自転車駐車場 (吹上本町4-2-6・☎549-0430)
	⑧吹上駅南口 自転車駐車場	



## 国民年金保険料の納付が困難な時は申請手続きを

所得が少ないなど経済的な理由で、保険料を納めることが困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が「免除」又は「猶予」される制度があります。

令和元年7月分から1年間を対象として、平成30年分の所得により審査します。

学生で、本人の所得が一定額以下の場合には、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」をご利用ください。

**申込み**／国保年金課年金担当・両支所福祉グループ

**問い合わせ**／大宮年金事務所(☎048-652-3399)・市国保年金課年金担当(内線2437)

### ■免除（全額・一部）申請

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額又は一部免除となります。一部免除については、一部納付保険料を納付しないと未納期間となりますので、必ず納付してください

### ■納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請することにより、保険料の納付が猶予されます(世帯主の所得は審査の対象外)

